

広島市規則第53号

令和8年3月31日

広島市債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市債権管理事務取扱規則の一部を改正する規則

広島市債権管理事務取扱規則（昭和41年広島市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「その管理に関する事務の取扱いについて、」を「広島市債権管理条例（令和8年広島市条例第9号）に定めるもののほか、債権の管理に関する事務の取扱いに関し」に改める。

第2条第1号中「金銭の給付を目的とする市の権利」を「広島市債権管理条例第2条第1号に規定する債権」に改め、同条第2号中「債権について、債権者として行うべき保全、取立て、内容の変更及び消滅に関する事務のうち、次に掲げるもの以外のもの」を「広島市債権管理条例第2条第2号に規定する債権の管理に関する事務」に改め、同号ア及びイを削り、同条第5号中「こども青少年施策調整担当課長」を「こども・家庭支援担当課長」に、「紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長」を「都市機能調整担当課長」に、「任用課長」を「調査課長」に改める。

第3条第1項を削り、同条第2項中「前項各号に掲げる債権以外の」を削り、同項を同条とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。